

議案第 14 号

橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり
定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

橋本市ふるさと応援基金条例（平成20年橋本市条例第33号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(処分) 第7条 基金は、次に掲げる事業等に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。 (1) 働けるまちづくりプロジェクト (2) 安心して住み続けられるまちづくりプロジェクト (3) みんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクト (4)・(5) 略	(処分) 第7条 基金は、次に掲げる事業等に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。 (1) 元気なまちづくりプロジェクト (2) 子ども・子育てのびのび夢プロジェクト (3) 観光・交流プロジェクト (4) 安全・安心まちづくりプロジェクト (5) 花と緑のリサイクル事業 (6)・(7) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の橋本市ふるさと応援基金条例第7条各号に掲げる事業等に要する費用に充てることを指
定して寄付された寄付金に係る部分の基金の処分については、なお従前の例による。